

令和8年7月10日

国土交通省住宅局 御中

日本司法書士会連合会
会長 小 澤 吉 徳

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

【意見】

原案に賛成する。

なお、同制度のさらなる普及促進、区分所有者の権利保護及び取引の安全の観点から、必要に応じて、ガイドライン・様式・運用通知等において詳細を明確化されたい。

また、管理計画の認定基準として、「管理者等及び監事の選任及び解任に関する事項並びに任期」「集会において決議すべき事項」等が規約に定められていることが追加された。

管理計画認定制度の実効性確保及び区分所有者の権利保護と将来の紛争予防のため、これらの規約の設定や変更並びにそれに伴う不動産登記や財産管理において、司法書士の専門的知見の積極的な活用が考えられる。